

表6 東京都で収容・引き取りされたイヌの抗狂犬病ウイルス中和抗体保有状況

年度	検査頭数	≤ 0.1	$0.1 < \sim 0.5 <$	$0.5 \leq$	IU/ml
H14	59	18 (30.5)	7 (11.9)	34 (57.6)	
H15	96	29 (30.2)	9 (9.4)	58 (60.4)	

() = %

≤ 0.1 : 血清中の抗狂犬病ウイルス中和抗体価陰性

$0.1 < \sim 0.5 <$: 狂犬病ウイルスが感染した場合に発症を防御可能ではない抗体価

$0.5 \leq$: 狂犬病ウイルスが感染した場合に発症を防御可能な抗体価（防御抗体）

表7 平成14年度 東京都の収容犬における防御抗体価保有状況

事由	検査頭数	防御抗体価保有頭数 (%)
飼い主からの引取り	20	15 (75.0)
収容・捕獲等	39	19 (48.7)

防御抗体 : $0.5 \leq$ (狂犬病ウイルスが感染した場合に発症を防御可能な抗体価)

表8 平成14年度 東京都の犬種別防御抗体保有状況

種類	検査頭数	防御抗体価保有頭数 (%)
雑種	36	23 (63.9)
純粋小型犬	10	3 (30.0)
純粋中型犬	9	6 (66.7)
純粋大型犬	4	2 (50.0)

防御抗体 : $0.5 \leq$ (狂犬病ウイルスが感染した場合に発症を防御可能な抗体価)

表9 平成15年度 引き取り犬の
防御抗体保有犬の登録状況

登録	頭数
有	51
無	3
不明	4
計	58

防御抗体 : 0.5≤ (狂犬病ウイルスが感染した場合に発症を防御可能な抗体値)

表10 平成15年度 犬種別予防注射済数と防御抗体値保有状況

種類	頭数	アンケートによる	防御有効抗体保有数
		予防注射済数 (%)	(%)
雑種	37	25 (67.6)	22 (59.5)
純粋小型犬	20	10 (50.0)	9 (45.0)
純粋中型犬	27	21 (77.8)	21 (77.8)
純粋大型犬	12	7 (58.3)	6 (50.0)
計	96	63 (65.6)	58 (60.4)

防御抗体 : 0.5≤ (狂犬病ウイルスが感染した場合に発症を防御可能な抗体値)

資料1. アンケート調査表

調査日： 年 月 日

領収書No. _____

犬の飼養調査票
(本所・多摩支所)

〈犬の特徴〉

種類: _____ 毛色: _____ 年令: _____ 体重: _____

該当するものに○をしてください。

問1. 登録はしてありますか? (1. ある 2. ない 3. 不明)

問2. 狂犬病の予防注射をしていますか?

1. している [_____ 年度 (正確にわかれば: 年 月)、不明]
2. したことがない
(理由があれば: _____)
3. 不明 (したかどうかわからない)

〔特記事項〕.....

※引取り申請書のコピーを添付してください※

資料2-1

岐阜県で行なったアンケート調査成績

アンケートの概要：

各市町村狂犬病予防担当者様

岐阜県健康福祉環境部生活衛生課

狂犬病予防事業に関する調査について（依頼）

「狂犬病予防法」の一部改正により、平成12年度から犬の登録及び狂犬病予防注射済票の交付等が市町村事務となつたため、狂犬病予防注射への理解を深めるため、7月11日（金）に社団法人岐阜県獣医師会との共催で「狂犬病予防に関する市町村担当者研修会」を実施したところです。

については、この研修会を今後も有意義なものとするため、別紙アンケートに御回答いただき、県健康福祉環境部生活衛生課あて送付をお願いします。

アンケート回答率 69% (66/96 市町村)

アンケートで行なった質問

- (1) 登録業務で苦慮した事例
- (2) 予防注射で苦慮した事例
- (3) 今後希望する研修会テーマ

資料 2-2

(1) 登録業務で苦慮した事例

- ・転出及び転居先不明の場合
- ・死亡届の提出を理解しておらず未提出の場合がある
- ・県から委譲された登録システム登録内容の不備
- ・死亡届が出されないためその把握ができない
- ・オリで野犬が捕獲できない場合の対応策及び事故発生時の対応方法
- ・注射済票の電算処理の必要性の有無
- ・開業獣医師で登録及び注射の報告が乱雑な場合がある
- ・県獣医師会に鑑札と注射済票の交付と管理を委託したらどうか
- ・開業獣医師のなかには郵送で申請する場合があるので申請料金を持参のうえ窓口まで来るよう県獣医師会に徹底して欲しい
- ・他市町村からの転入等による登録
- ・登録（特に所有者変更等登録事項変更届）が住民に浸透していないので全県・全国的なPRを考えて欲しい
- ・登録等に対する意識の薄い飼い主は様々な手続きに不備がある
- ・市町村共通の畜犬管理システムを作成して欲しい
- ・畜犬管理システムにおける死亡届、転出届等の入力業務
- ・転出の届が無い
- ・国外から転入した犬の取扱
- ・登録手数料がないため登録していない複数頭飼育者
- ・死亡届及び変更届が出ていない
- ・転入、転出、異動の把握と確認
- ・犬の移動の届出がされない場合があるので原簿の正確な管理が困難
- ・登録手数料未納者 ・畜犬登録システムの更新を希望
- ・死亡届の未提出
- ・登録が必要ということが理解されていないこと
- ・転入転出届を知らない飼い主があつたこと
- ・登録が生涯1回ということを知らない飼い主の犬を再度新規登録した
- ・多頭飼育者がどの犬を登録してあるかわからなくなつた
- ・滞在期間の短い外国人の連れてきた犬の取扱
- ・未登録犬に注射済票が交付される場合がある

資料 2-3

(2) 予防注射で苦慮した事例

- ・注射料金を 2500 円あるいは 3000 円など小銭のお釣り不要な額にして欲しい
- ・転入せず他市町村登録のまま予防接種を受けたため注射済票が交付できない
- ・集合注射時の犬の糞処理
- ・獣医師会に所属していない獣医師の場合、注射済票交付手数料を飼い主が直接市役所へ払うようにしていることがあり方法を統一して欲しい
- ・集合注射が年 1 回であること及び獣医師が遠方のため注射ができない
- ・雨天時に屋根のない会場で行う場合
- ・集合注射時に狂犬病予防員の派遣をして欲しい
- ・狂犬病予防技術員が集合注射会場にいないため、首輪がはずれた犬の対応に苦慮する
- ・集合注射をやめ動物病院のみにしたらどうか
- ・登録は他市町村であるのに注射のみ地元でしたいという飼い主がいた
- ・はがきの印刷
- ・はがきの印刷に不備があり登録システムを変更して欲しい
- ・興奮して吠えている犬に注射を希望する飼い主がいた
- ・飼い主が高齢のため犬を保定できない
- ・集合注射時は犬が興奮していた
- ・飼い犬に咬まれたり振り回されたりする飼い主がいた
- ・集合注射の会場は屋根のないところが多いので雨天時に苦労する
- ・屋根がなくても簡潔にできる様式にできないか
- ・混雑した集合注射会場で犬が他の犬にかみつく事故があった
- ・保健所での所有権放棄届が市町村にデータとして流れていない場合があった
- ・集合注射時に狂犬病予防員の派遣をして欲しい
- ・未接種犬飼い主への指導
- ・高齢等の理由により注射の免除をしてほしいという相談が多い
- ・開業獣医師の発行する注射済証明書を保管し済票の交付を受けていない人がいると思われる
- ・注射料金を小銭のお釣りの不要な額にして欲しい
- ・注射率が上がらない
- ・狂犬病予防注射は必要かという問合せがあった
- ・犬が興奮して注射できなかった
- ・注射済票の手数料を開業獣医師で徴収して欲しい
- ・開業獣医師で注射を受けた犬のリストの送付を希望
- ・犬に吠えられる
- ・未接種犬が多く犬のみのための注射と思っている飼い主がいる
- ・大型犬が多く保定できない
- ・登録犬と似た犬を登録犬として連れて来る飼い主があった

資料2-4

(3) 今後希望する研修会テーマ

- ・犬以外の動物による伝染病の紹介
- ・犬以外の動物の苦情（猫の徘徊等）についての対応
- ・同様テーマで対象を狂犬病に関する知識がない人として欲しい
- ・犬以外の動物からも狂犬病が伝搬する恐れがあることを周知できるようなポスター等を配布して欲しい
- ・野犬の習性及び捕獲事例
- ・鑑札を着けていない犬が多いので着けるよう啓発すべきである
- ・犬猫の殺処分等についての県民への周知及び有料化
- ・具体的な登録事務の手順等の説明会
- ・狂犬病感染ルートの図示
- ・国内での狂犬病発生がごく僅かであるため住民へどのように周知したらよいか
- ・予防注射接種義務の周知方法について
- ・犬を飼うマナーを考える
- ・犬の散歩で気を付けること
- ・犬に関する啓発事項に関するチラシ等の作成と配布
- ・野犬対策について
- ・狂犬病をテーマにした専門講師の講習
- ・研修会の最後に質疑応答の時間を入れて欲しい
- ・市町村合併を控えているので各市町村の狂犬病予防業務担当課の情報提供をして欲しい
- ・継続的に狂犬病の危険性を担当者に訴えられるもの
- ・一般からの参加者も募った形の研修会
- ・同様のテーマで可
- ・狂犬病予防法、県飼い犬条例の勉強会
- ・制度の流れ、事務処理、注意事項について
- ・注射率向上のための取り組みをテーマにして欲しい
- ・輸入ペットによる動物由来感染症について
- ・日本で狂犬病が発生した場合の危機管理について
- ・飛騨でも開催してほしい

資料2-5 (配付したアンケート用紙)

狂犬病予防事業に関する調査

市・町・村

記入者氏名

課

- 1 犬の登録業務で対応に苦慮した事例がありましたら記載してください。
- 2 狂犬病予防注射に係わる業務で対応に苦慮した事例がありましたら記載してください。
- 3 今後の「狂犬病予防に関する市町村担当者研修会」で取り上げて欲しいテーマがありましたら記載してください。

不法上陸犬に対する狂犬病予防対策の検討会 －資料－

記

2 検討会について

- (1) 日時 平成 15 年 10 月 16 日午後 2 時 30 分～5 時
- (2) 場所 小樽市保健所
- (3) 出席者 上記 1(3) 及び小樽市、北海道庁等の狂犬病予防対策担当者等
- (4) 検討内容 対策の現状と今後の課題

厚生科学研究費補助金 新興・再興感染症研究事業
「動物由来感染症対策としての新しいサーベイランスシステムの開発に関する研究」
狂犬病のサーベイランス及び診断に関するワーキンググループ

資料3－1

狂犬病が疑われた場合の初期対応について

狂犬病が疑われたイヌの発見から検査までの流れ

(1) 発見

- ・「狂犬病ガイドライン2001」のフローチャートに従って対応

(2) 発見者 → 保健所 → 自治体の関係部局・機関・施設での対応

(3) 観察（14日間）

(4) 死亡・発症の確認（解剖までの個体保存）

(5) 解剖（検査に必要な脳組織の採材）

- ・解剖場所への移動と解剖場所の準備
- ・解剖：脳の取り出し
- ・検査に使用する脳組織（部位）の採取
- ・消毒

(6) 検査組織の保存と移動

(7) 検査（直接蛍光抗体法）

資料 3－1

狂犬病が疑われた場合の初期対応について

「狂犬病が疑われたイヌの発見から検査までの流れ」のポイント

(4) 死亡・発症の確認（解剖までの個体保存）

- ・死亡個体は解剖まで冷蔵（4°C）保存する。
- ・解剖の前に外部寄生虫を駆虫する（クロロホルム、スプレーイタイプの駆虫剤等）。
- ・死亡後速やかに解剖を行なう（4時間以内）。
- ・死亡後解剖施設への移動は冷蔵状態で運搬を行なう。
- ・温度管理された個体の解剖を死後24時間以内に行なう。

(5) 解剖（検査に必要な脳組織の採材）

- ・複数の個体を解剖する場合は使用器具を必要な個体数準備しておく。
- ・器具が複数準備できない場合：
使用器具を十分に消毒した後に個体間の汚染が起きないように十分注意して解剖を行なう。
- ・解剖場所で脳を取り出した後：
滅菌シャーレもしくは消毒済のトレイ上で検査に必要な部位を切り出して滅菌済のチューブに入れる（ファルコンもしくはコーニングのポリプロピレン・コニカルチューブ（50ml）と同等品もしくは相当品を使用）。

(6) 検査組織の保存と移動

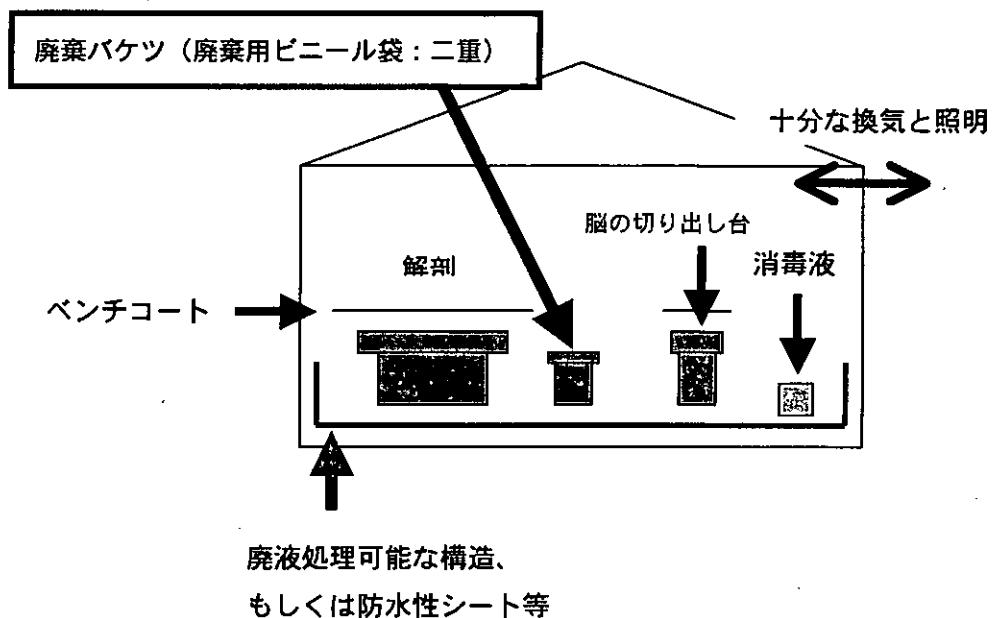
- ・コニカルチューブに入れた材料の取扱い：
 - (1) 4時間以内に検査を行なう場合には冷蔵保存（4°C）とする。
 - (2) ただちに検査が行なえない場合には冷凍保存（-30°Cから-80°C）とする。

(7) 検査（直接蛍光抗体法）

資料3-2

狂犬病が疑われた場合の初期対応について

解剖施設（図）



資料 3 - 3

狂犬病が疑われた場合の初期対応について

狂犬病対策に必要な基礎知識

- ・狂犬病は世界中で発生している。
- ・狂犬病ウイルスは全ての哺乳類に感染する。
- ・狂犬病の流行を維持している動物種は限られている。
- ・狂犬病はヒトも動物も発症すると 100% 死亡する。
- ・狂犬病の発症はワクチン接種により予防的に防ぐことができる。
- ・狂犬病ウイルスの感染は発症動物による咬傷が主な原因である。
- ・狂犬病ウイルスは感染動物が発症する 3 - 10 日前から唾液中に排出される。
- ・日本は 1970 年のヒトの輸入型狂犬病を最後に狂犬病の発生報告はない。
- ・日本では海外からの狂犬病侵入対策が重要課題である。
- ・輸入型の狂犬病では初発例を迅速に摘発して淘汰することが重要である。
- ・狂犬病の流行が国内の動物（特に野生動物）に発生した場合にはその淘汰には莫大な費用と時間が必要となる。
- ・日本の狂犬病対策では疑わしい動物の摘発と正しい疫学的情報の入手、適切な状況判断および発見以降の迅速な初期対応が重要である。
- ・狂犬病発生時には過剰な社会的不安の拡大による必要以上の混乱が予想されるため、通常時から社会に対して狂犬病の正しい情報提供などの啓発活動を行なうことが重要である。

資料 3-4

狂犬病が疑われた場合の初期対応について

狂犬病対策の初期対応のポイント

- ・通常時における正しい情報の共有と啓発。
- ・正しい疫学的情報の入手。
- ・ワクチンの接種（担当者は事前に行なう）。
- ・ワクチン接種可能な医療機関の確保。
- ・狂犬病が疑われた動物の捕獲、抑留と 14 日間の観察。
- ・狂犬病が疑われた動物が死亡（致死処分）後の速やかな脳の取り出し。
- ・解剖を行なった場所の消毒
- ・速やかな狂犬病ウイルス抗原の検査（直接蛍光抗体法）

資料 4 - 1

狂犬病の臨床診断に関する参考資料

厚生科学研究費補助金 新興・再興感染症研究事業

「動物由来感染症対策としての新しいサーベイランスシステムの開発に関する研究」

狂犬病のサーベイランス及び診断に関するワーキンググループ

資料4-2

狂犬病の臨床診断－1

狂犬病ガイドライン2001//狂犬病発生の疑いがある場合の対応手引書//3. 付属書//
／・狂犬病の疑いがある動物の症状と特徴より抜粋

付属書1 狂犬病の疑いがある動物の症状と特徴

1) 狂犬病の疑いがある動物の症状と特徴

狂犬病が疑われた動物は、臨床診断を行う前に

- (1) 飼い主が明らかであるか、
- (2) ワクチン接種が適切に行われていたか、
- (3) 過去に狂犬病流行地に滞在した期間があるか

などの「疫学情報」を正しく知ることが重要である。捕獲隔離後の注意深い経過観察が診断には重要である。

自然感染したイヌとネコの症状はほぼ同じであるが、ネコではイヌよりも狂騒型を示す比率が高く攻撃性が一般的に認められる。潜伏期は1週間から1年4ヶ月と多様（平均1ヶ月）であるが、いったん臨床症状が現れると死亡するまでの期間は短く15日を過ぎることはまれである。ウイルスの唾液中への排泄は一般的に発症の2～3日前に始まる。よって、咬傷事故を起こしたイヌやネコを隔離した後に10日間の観察を行い狂犬病の発症が見られなければ咬傷を受けたヒトへの暴露後ワクチン接種の継続中止が可能となる。この判断は家畜や野生動物には適用されない。

狂犬病を発症した動物の初期症状として最も重要な所見は「性格や行動の変化」である。普段あいそのいい動物の気性が激しくなり嗜みつく傾向を示したり、それまで親しくしていた飼い主の知りあい等を避けるようになったり、臆病であった動物が遠慮無くヒトに近寄るようになるなどが知られている。一般に「前駆期」では、早期一過性の発熱、憂鬱、倦怠、恐怖心による興奮と飼い主に対する反抗、遠吠え、瞳孔散大、異物を好んで刺激に応じて咬む、被咬傷部の搔痒などが見られる。

野生動物では、特に「行動異常」が最も重要な所見であり不自然にヒトと接触を試みる場合や夜行性の動物（コウモリ、アライグマ、キツネなど）が日中に現れる場合に狂犬病を疑う必要がある。特に、挑発を受けていないのにも関わらず攻撃を加えてきた動物は挑発を受けて攻撃を加えてきた動物よりも狂犬病である可能性が高いと考えられる（野生動物や家畜に餌を与えようとする行為は行為者の挑発行動と考える）。

発症したイヌとネコの臨床症状の特徴

「イヌの狂犬病」

1. 前駆期（一般に2—3日の経過をとる）

- * 性格の変化と行動の異常（挙動不審、気まぐれ、過敏、疑い深い目付きをする）。
- * 恐怖心による興奮と飼い主に対する反抗。
- * 遠吠え。
- * 異物を好んで刺激に応じて咬む。
- * 被咬傷部の搔痒。
- * 性欲の亢進。
- * 早期の一過性発熱。
- * 憂鬱。
- * 倦怠。
- * 瞳孔散大。

2. 興奮期（一般に1—7日の経過をとる；この期間が短く、すぐ麻痺期に移行する場合がある）

- * 落ち着きが無くなり興奮状態となる（無目的な徘徊、目に入るものを頻繁に噛む傾向を示す）。
- * 異嗜（小枝、わら、石、土などを食べる傾向の多発）。
- * 喉頭筋組織の麻痺によるほえ声の特徴的な変化（嗄声、長吠哀哭）。
- * 光や音（視覚、聴覚）の突然刺激に対する過敏な反応。
- * 流涎および咽頭筋肉の最終的麻痺による嚥下困難。
- * 顔貌の険悪化
- * 筋肉組織の攣縮
- * 角膜乾燥
- * 初回の痙攣発作中に死ななければ、麻痺段階に入る。

3. 麻痺期（一般に2—3日の経過をとる；イヌではこの症状が最も多い）

- * 全身の麻痺症状による歩行不能（後躯の麻痺が良く観察される）。
- * 咀嚼筋の麻痺による下顎下垂とこれによる嚥下困難。
- * 舌を口外に垂らしながら流涎。
- * むせるような発生音（しばしば、イヌのどに物が詰まると判断して取り除く行為を行いウイルスに暴露される）。

* 昏睡状態となり死亡。

「ネコの狂犬病」

ネコにおける狂犬病の臨床像は、イヌよりも攻撃性がより一般的に認められる事以外は、多くの徴候がイヌのそれと類似している。

1. 前駆期（一般に1日の経過をとる）

- * 性格の変化と行動の異常（正常な行動からの突然な変化：平常時に不機嫌ですねたネコがより機敏となり、落ち着きがなくなり、注意深く、親しげになる；一方で、愛らしいネコが突然挑発される事なく引っかいたり、噛んだりして、うつ状態になり、暗い場所に引っ込んで隠れようとする）。
- * 性欲の亢進（オスネコではペニスの持続性勃起が見られる）。
- * 瞳孔散大。
- * 結膜反射の消失。

2. 興奮期（一般に2—7日の経過をとる；ネコではこの症状が最も多い）

- * 筋肉の緊張増加、筋肉の単収縮、全身の筋肉の震顫、筋肉衰弱、流涎、神経過敏、被刺激性、攻撃性の増加などの症状がひどくなる。
- * 目に入るものを頻繁に噛む傾向を示す。
- * 嘸下筋肉の麻痺により唾液がたまり流涎を起こす。
- * 痙攣は徴候が見えてからほぼ5日目に顕著となり後肢の麻痺が急速に進行する。、

3. 麻痺期（一般に3—4日の経過をとる；この段階が顕著な場合は、興奮期がないかもしくは極端に短く、イヌで見られる典型的な下顎麻痺または顎脱落の徴候を示すものはまれである）。

- * 嘸下筋肉が早期に麻痺を起こすために飲食が困難となる。
- * 全身麻痺。
- * 徴候開始から3—4日以内に昏睡して死亡する。

補)「狂犬病の疑いがある動物の特徴」は、ハワイと英国から報告されている狂犬病発生時の対策に関する報告書、「ハワイ州 Rabies Contingency Plan 2001」と「英國 Memorandum on Rabies, Prevention and Control」の記載を中心に引用し、症状の詳細については、CDC 狂犬病検査マニュアル「Laboratory Methods for Detecting Rabies」、南アフリカ共和国が制作した「ヒトと動物の狂犬病（狂犬病ビデオ）」、獣医伝染病学（清水悠紀臣、鹿江雅光、田淵 清、平棟孝志、見上 彪編集）ヒトの狂犬病（高山 直秀著）、日本で過去発生した狂犬病の病状を詳細に記述している狂犬病予防読本（近藤正一監修、原田雪松著）と東京狂犬病流行誌（上木英人）などの資料を参考にした。

資料 5

不法上陸犬による咬傷被害者への治療について

厚生労働省健康局結核感染症課

○不法上陸犬に咬まれた人への対応

狂犬病の特徴（参考参照）と近隣のアジア諸国をはじめとする諸外国が狂犬病発生国であることを踏まえ、不法上陸犬に咬まれた人への対応は、狂犬病ウイルスによる感染症を想定して狂犬病ワクチン接種による暴露後発病予防を中心に以下の方法に従って行うことが望ましい。

- ①ただちに傷口を流水と石鹼で十分に洗浄する。
- ②**70 %**エタノールまたはポビドンヨード液で消毒する。
- ③組織培養不活化狂犬病ワクチンを初回接種日を**0**日として、**0**、**3**、**7**、**14**、**30**日の**5**回注射する。場合により**90**日に**6**回目の注射をする。

〔ただし、犬の観察経過等の結果から、狂犬病ウイルスの感染が否定された場合にあっては途中で接種を中止することも可能〕

なお、各地域における狂犬病ワクチン接種実施可能機関については、厚生労働省検疫所のホームページ「海外渡航者のための感染症情報」(<http://www.forth.go.jp/>)の「予防接種機関」を参照されたい。

- ④咬傷の処置と**2**次感染予防を行い、破傷風トキソイドを投与する。

狂犬病の診断・治療に関する問い合わせ先：

国立感染症研究所ウイルス第1部 倉根一郎部長 (Tel 03-5285-1111)

(参考) 狂犬病の特徴

狂犬病は狂犬病ウイルスの感染によって引き起こされる致死的な人獣共通感染症であり、下記のような特徴がある。

- ①有効な治療法がないため、発病すればほぼ**100 %**死亡する
- ②狂犬病患者の大半では潜伏期が**1**～**3**カ月と長い
- ③ほとんどすべての哺乳動物が罹患する
- ④地域によって狂犬病感染源動物が異なる
- ⑤発病する前に狂犬病ウイルス感染の有無を知る手段がない

現在でも狂犬病ウイルスに有効な薬剤はなく、狂犬病発生国では狂犬病動物に咬まれた場合の対応として、ただちに狂犬病ワクチン接種等を始めて、潜伏期間中に免疫を獲得させる狂犬病暴露後発病予防が行われている。

出典：狂犬病対応ガイドライン2001

(平成13年10月25日 厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡)

URL : http://www.forth.go.jp/mhlw/animal/page_b/b04.html

(上記ホームページ「関係法規集」よりダウンロード可能)

資料 6

ロシアからの犬の不法上陸防止強調

富山で対策会議

ロシアから無断で県内に持ち込まれる不法上陸

犬が増えていることを受け、県は二十四日、県民

会館で関係機関による対策会議を開いた。

近年、ロシアの貨物船員らが、検疫を受けずに持ち込んだペットの犬を、取引した中古車販売業者らに友好のしりとして譲るケースが増えて

いる。ロシアでは狂犬病の発症例が少なくないことがから、危険性が指摘されている。

会議には、大阪税関伏木税関支所や市町村など、関係機関の担当者ら約二十人が出席した。県が平成九年からこれまでに十四匹の不法上陸犬頭

を確認したことを報告。狂犬病の感染はなかったものの「今後持ち込まれる犬が感染していない保証はない」として、水際での防止を呼び掛けた。対策として、港周辺に看板を立てるなど、啓発に努めることになった。

新聞名 北日本
15年10月25日 版九面段

「不法上陸犬」を防げ

富山で対策会議 発見時の連携確認

動物検疫所などの許可

を受けずに海外から日本に入る「不法上陸犬」について考える対策会議が二十四日、富山市の県民会館で開かれた。県、警察、獣医師会の関係者約三十人が出席し、狂犬病の発生状況や発見時の連絡体制などを確認した。

会議では、県厚生部食品生活衛生課の担当者が、国内外での狂犬

病の発生状況や危機管理について説明し、県の上陸を水際で防ぐ看板の設置をはじめ、狂犬病予防注射の徹底などを実施する。未検疫の疑いがある犬を発見した場合における関係機関の連絡体制も確認した。

新聞名 富山
15年10月25日 版九面段